

柳井地区広域消防本部及び柳井消防署新庁舎建設設計業務委託に係る 公募型プロポーザル参加資格審査申請について

柳井地区広域消防本部及び柳井消防署新庁舎建設設計業務委託に係る公募型プロポーザル参加資格を得ようとする者の申請方法については、次のとおりとする。

1 業務概要

- (1) 業務名 : 柳井地区広域消防本部及び柳井消防署新庁舎建設設計業務
- (2) 業務内容 : 柳井地区広域消防本部及び柳井消防署庁舎の建設工事に係る基本設計（地質調査業務を含む）及び実施設計業務
- (3) 履行期間 : 契約締結の日から令和5年11月30日（木）まで

2 参加資格審査申請書の提出

申請書の提出は以下による。

(1) 提出書類

ア 単体企業での申請

- (ア) 参加資格審査申請書【様式9（単体企業用）】
- (イ) 誓約書【様式10（単体企業用）】
- (ウ) 建築士事務所登録証明書の写し

イ 共同企業体での申請

- (ア) 参加資格審査申請書【様式9（共同企業体用）】
- (イ) 誓約書【様式10（共同企業体用）】
- (ウ) 建築士事務所登録証明書の写し（代表者及び構成員）
- (エ) 共同企業体協定書の写し

- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和4年8月26日（金）午後5時15分（必着）
- (4) 提出場所 〒742-0031 山口県柳井市南町五丁目4番1号
柳井地区広域消防本部 総務課（担当：山縣、渡邊、河村）
電話：0820-23-7772
- (5) 提出方法 持参または郵送

3 参加資格及びその審査

「プロポーザル実施説明書」2章の2に示す「参加資格要件」に掲げる条件を満たさない者については、参加資格がないものとして扱う。

4 共同企業体の協定書

- (1) 構成員の分担分野が、業務の内容により、協定書において明らかであること。
- (2) 構成員において決定された代表者が、協定書において明らかであること。

5 共同企業体としての資格の有効期間

共同企業体としての資格の有効期間は、協定書に定める存続期間が終了するまでとする。
ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にとっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

6 その他

(1) 共同企業体としての申請書等作成上の留意事項

ア 「共同企業体協定書の写し」を添付すること。「共同企業体協定書」は別添参考様式により作成し、内容については共同企業体の実態に応じて適宜変更すること。なお、別添参考様式の第8条第2項の出資割合は、必ず記載すること。

イ 様式10の3(4)①欄の建築士事務所は、建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録について記載すること。また、記載した建築士事務所の「建築士事務所の登録証明書の写し（構成員分を含む。）」を添付すること。

ウ 参加表明書に既に添付した書類については、省略しても構わない。

(2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、参加資格条件を満たす者でなければならない。

(3) 参加資格審査申請に係る様式データは柳井地区広域消防組合のホームページで配布する。(URL：<http://www.yanail19.jp/>)